

危機管理室における防災 ICT 事業等の事務補助に関する業務会計年度任用職員要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、危機管理室における防災 ICT 事業等の事務補助に関する業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(任用)

第 2 条 会計年度任用職員の選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 論述試験
- (2) 面接

(再度の任用)

第 3 条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

(勤務時間)

第 4 条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記のとおりとする。

- (1) 「勤務日数」
週 4 日又は週 5 日
- (2) 「勤務時間」
午前 9 時 15 分から午後 5 時 30 分（週 4 日勤務の場合）又は午前 10 時 45 分から（週 5 日勤務
午後 5 時 30 分の場合）
- (3) 「休憩時間」
午後 0 時 15 分から午後 1 時 00 分まで
- (4) 「休日」
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）
 - エ 週 4 日勤務の場合、月曜日から金曜日のうち勤務する 4 日以外の 1 日

2 危機管理監は、前項の規定にかかわらず、業務の性質その他の事由により同項の規定により難しいときは、休日及び勤務時間を別に定めることができる。

3 危機管理監は、前 2 項の規定にかかわらず、会計年度任用職員に対し休日に勤務することを命ずる場合には、当該休日を他の日に振り替えるものとする。

4 前項の規定により休日を他の日に振り替える場合には、あらかじめ、当該休日の翌日から起算して 1 週間（特に必要があるときは、4 週間）以内の日を、振り替えるべき休日として指定するものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。